

昭和 23 年 度

協同農業普及事業年次報告書

農業改良局

昭和23年度協同農業普及事業年次報告書

能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図るため、農業に関する科学技術の発達及びその成果の有効なる普及を目的とし、農業改良助長法（昭和23年、法律第165号）が制定され、これに基づいて、専任職員の巡回指導、農場展示、出版物の配付、その他の手段によつて、農民に対し、農業及び農民生活の改善に関する技術及び知識の普及を期する協同農業普及事業が国と国より補助金の交付をうける都道府県と協議して定める方針に従つて実施せられることになつた。

本事業の目的とするところは、すべての農民に対しその要求するあらゆる技術及び知識に対し、完全に応じようとするものであるが、本年度は計画第1年目で、各都道府県における普及機構の整備に重点を置いて、事業を推進して来たが、年度中に、農業改良課の設置は31県に達し、本事業のため條例が制定されたもの26県に及びその他の県に於いては規則等の公布によつて、概ね制度の基盤が確立されるに至つた。

本年度における予算の支出額並びに補助金の交付をうけて実施された主なる事業は左記の通りである。

記

一、農業改良助長法第3章の目的のため定められた予算の支出額

イ) 補助予算額	478,009,390円
ロ) 支出額	472,339,780円
右の内訳	
農業技術普及委員会費	1,380,000円
農業普及技術員資格試験	
委員会費	1,656,000円
農業普及職員設置費	430,352,020円
普及宣傳講習会費	38,951,60円

ハ) 支出残額 5,661,610円

一社一事業が年度中途に発足したため農業普及職員設置費において職員の急速な充足が困難であつたので支出残額を生じた。

二、農業改良助長法第3章の規定により補助金の交付をうけて実施された事業の概要

イ) 農業技術普及委員会について

農業改良普及事業の実施に当り、広く各方面特に農民の意向を反映せしめるため、知事の諮

問機関として、農民代表が過半数を占め、その他、農業教育者、学識経験者からなる都道府県農業技術普及委員会が設置され、各都道府県における事業全般の計画、予算、地区の区分、職員任免等の重要事項につき調査審議に當つてゐる。

本年度中における委員会の成立数は43である。

なお、本事業の第一線における民主的運営を期するため、教カ村の区域に農民委員5～15名からなる地区農業委員会が設置され、改良普及員の活動を助けるとともに、その活動に充分農民の意向を反映せしめることになつてゐるが、本年度中における成立数は2,699委員会となつてゐる。

ロ) 農業普及技術員の資格試験について

本事業の重点は地区に駐在して直接農民に接する改良普及員の活動にあるので、右職員の資質を重視し、資格試験制度を採用し、各都道府県に農業に関する試験研究、教育及び普及事業に関係のある学識経験者をもつて構成する資格試験委員会が設けられ、農林省と協議して定めた基準に従つて試験が実施された。(都道府県農業普及技術職員資格試験実施要領参照)

本年度は昭和24年1月～3月の間に全国都道府県において、広く志願者を募つて実施されたがその概要は次の通りである。

区分	総数	旧甲種農学校卒	大高専卒	23年度特例によるもの
受験者	9,892	5,917	1,722	2,253
合格者	7,569	4,550	1,392	1,627
合格率	77%	77%	81%	72%

一社一昭和23年度に限り、甲種農学校、高等女学校卒業以上の学歴を有しないものについても、6ヶ年以上農業（家事栄養を含む）に関する試験研究、教育若しくは普及事業に従事したものであること、特に知事が認可したものに受験資格を附與した。

ハ) 農業普及職員の設置について

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として、企画職員、専門技術員、改良普及員（農業改良普及員、生活改良普及員）があるが、本年度は予算の関係上、専門技術員の設置は実現

せず、企画職員及び改良普及員が設置され、且その指導に必要な施設がなされた。(別表 参照)

(1) 企画職員

本事業の企画、運営等の事務に従事するため、219名(2級18名、3級138名)の職員が配置され各都道府県主務課にあつて事業に当つている。

(2) 改良普及員(食糧増産技術員)

本年度は事業実施の準備の都合もあり、且指導農場廃止に伴う優秀な技術員を確保して技術指導を継続しておく必要があつたので、暫定的に食糧増産技術員として全国に6,500名(2級1,500名、3級3,500名、雇員1,500名)を配置し、当面の問題である食糧増産の技術指導に当らしめた。

本年度中に任用された数は5,609名であつた。

なお、次年度からは資格試験に合格した者の中から正式の改良普及員が採用任命されることになつている。

(3) 巡回指導施設

専任職員の巡回指導及び展示に必要な自動車、自転車、映写機、幻灯器の各種施設が講ぜられた。本年度各都道府県において、整備された概数は、自動車、大型15台、小型20台、自転車1,439台、映写機29台、幻灯器94台に上つた。

(4) 普及宣傳講習会について

(1) 印刷物の作成配布

パンフレット、リーフレット等の作成配布によつて、農民並びに専任職員等に対し、普及事業の紹介、新しい技術、知識等の普及宣傳がなされ、本事業に対する理解を深めるに効果があつた。

都道府県における印刷物の概数は

パンフレット	131種	298,743部
リーフレット	96種	1,175,060部
ポスター	9種	25,100部

その他新聞、雑誌、叢書等の刊行があつた。

(2) ラヂオ、新聞等による弘報宣傳

ラヂオ、新聞、雑誌等による弘報宣傳中農業技術(経営及び生活改善を含む)に関するものについては、農業改良課又は係において担当し、各関係方面と連絡し普及宣傳に當つている。

(3) 展示会、共進会等の開催

農業における各種部門の展示会、共進会、品評会、競技会等が開催され、有効な成果を収めた。

開催の單位が都道府県又は教府県の連合によるものの優秀な入賞品に対して、農林大臣賞を授與することとしているが、本年度は褒状317点、褒賞17点に及んでいる。

(4) 生活の改善について

農業の改良は技術経営の改良と農民生活の改善と両々相俟つて、達せられるべきであるので農民生活の改善を探りあげ、その実態を調査すると共に生活改善向上に関する各種資料の収集、講習会、研究会、協議会等を行つた。

本年度における食糧増産技術員の定員中の一部をあてて、生活改善を担当する婦人の職員が任命されたが本年度中の採用数は155名であつた。

なお、次年度からは、資格試験に合格したもののより、正式の生活改良普及員が任命されることになつている。

(5) 青少年クラブ活動の育成について

農業技術及び農民生活の改善刷新をすすめるためには、農村次代を担う進取の氣性に富んだ青少年の同志相寄り、相助け合うクラブ活動に期待するところ大であるので、これら農村青少年の自主的なクラブ活動の育成に當つている。

これが育成の方法として、本年度は、農村における既存の農事研究団体に働きかけ、これを通じて次第に青少年層のクラブ活動に及ぼすべく努めた。

都道府県農業普及制度進捗状況 (昭和24年3月31日現在)

	都道府県農業技術普及委員会		地区農業委員会		普及事業に関する規程又は規則要綱		農業改良課 設置月日	農 員			
	設 置 月 日	委員数	成立数	委員数	規 程 制 定 月 日	規 則 制 定 月 日		企 画 員		食糧増産技術員	
								定 員	現 員	定 員	現 員
北海道 北青岩宮秋	11.26	15	235	1,964	-	-	10.1	18	18	542	390
	1.26	12	30	407	-	-	11.1	4	4	136	126
	12.15	9	41	423	-	-	-	5	5	152	117
	3.31	9	30	482	3.16	11.15	9.30	5	5	158	151
山形県 山形市	1.12	9	58	471	3.31	-	12.10	4	4	137	121
	-	-	-	-	12.25	-	2.7	5	5	148	148
	9.27	9	45	374	-	-	8.5	5	5	211	203
	12.20	9	49	751	10.29	5.21	9.20	5	5	251	241
山形県 形島城木湯	11.1	9	38	480	10.18	8.27	8.25	5	5	153	101
	1.19	9	34	423	11.9	-	1.26	5	5	146	27
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 玉藻京川湯	3.31	9	154	1,720	11.9	-	10.25	5	5	187	126
	12.21	9	51	714	9.10	-	12.20	5	5	213	140
	3.15	11	25	211	-	3.15	-	3	3	51	48
	1.26	9	23	332	10.20	8.10	2.24	4	4	74	67
山形県 奈	12.26	9	70	735	-	10.15	11.1	7	7	267	168
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 富石福山長	1.31	9	41	387	-	10.2	1.14	4	4	97	71
	12.10	9	21	311	3.26	-	1.25	4	4	83	73
	12.16	9	25	240	11.18	12.17	-	4	4	72	55
	-	-	-	-	11.22	-	5.28	4	4	72	68
山形県 山形市	3.12	13	360	2,471	-	12.23	1.27	5	5	229	222
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 山形市	11.15	11	119	882	3.28	-	-	4	4	137	114
	11.30	9	122	767	12.14	-	-	5	5	174	40
	1.6	15	70	825	3.24	-	1.6	5	5	201	152
	12.27	14	93	720	3.24	3.10	-	5	5	133	112
山形県 山形市	9.27	9	54	557	2.1	-	-	4	4	96	82
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 山形市	11.2	9	32	368	3.29	-	-	4	4	75	70
	11.22	11	43	402	-	11.22	-	3	3	64	50
	11.30	11	27	549	-	11.30	-	5	5	177	187
	10.30	9	24	261	-	10.28	-	4	4	58	41
山形県 山形市	11.13	13	72	460	-	10.15	-	4	4	69	99
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 山形市	11.1	9	17	179	1.13	-	-	4	4	64	65
	11.15	9	61	603	-	10.20	-	4	4	96	72
	11.10	9	73	829	10.24	9.1	10.31	5	5	167	167
	12.22	9	84	984	-	11.4	9.24	5	5	159	398
山形県 山形市	10.16	9	86	539	10.18	10.30	9.30	4	4	119	95
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 山形市	2.1	9	25	332	-	-	9.10	4	4	77	71
	3.1	11	17	249	-	11.20	10.30	4	4	79	62
	12.20	9	32	406	3.20	-	9.7	4	4	122	114
	3.25	12	27	285	3.18	-	11.2	4	4	82	86
山形県 山形市	11.30	9	18	511	3.19	11.30	9.11	5	5	160	205
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 山形市	3.22	9	24	237	-	11.1	-	4	4	82	106
	-	-	66	651	12.28	-	2.22	4	4	109	75
	3.31	11	63	672	-	12.25	10.31	5	5	169	97
	12.21	9	31	537	-	12.21	12.15	4	4	121	94
山形県 山形市	3.26	9	29	360	10.26	-	2.1	4	4	109	106
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県 山形市	1.3	9	43	623	10.1	-	11.17	6	6	212	186
総 数	43県	430	2,699	26,684	26県	24県	31県	219	219	6,500	5,609